

令和6年度第4回建築確認等オンラインセミナー質問・ご意見

省エネ計算のルートA・B・Cについて詳しく教えて頂きたいと思います。

●住宅（標準計算）の場合

ルート A は性能が向上する変更のため検討は容易ですが、ルート B の場合、セミナー資料に記載している内容に沿って確認を行い、合致する場合、使用することが可能です。

ルート B を使用する際は【省エネ上の面積変更】【外皮の一部性能低下】のみが認められている(※1)ため、【設備の性能低下】は認められませんのでご注意ください。

ルート B に適合しない場合、ルート C となります。

ルート C の場合、省エネ適判機関に軽微変更の申請を行い、証明書の交付を受けた上で完了検査の申請を行うこととなります。評価及び長期等を活用して省エネ適判を取得した物件については流れが異なりますのでご相談ください。

※1 セミナー資料に記載ある変更に限る。それ以外の変更はルート C となる。

●非住宅の場合

再計算を行って確認をするため、セミナー資料に記載している手順を踏んで確認を行います。

ルート C の場合、省エネ適判機関に軽微変更の申請を行い、証明書の交付を受けた上で完了検査の申請を行うこととなります。

上記に挙げた内容以外で詳しくお知りになりたい場合は、当社窓口にお越しいただくようお願いいたします。また、いただきましたご意見を参考に、次回セミナーの参考とさせていただきます。

省エネ基準適合義務制度で"小規模の店舗併用住宅の場合、緩和規定"の詳細を知りたいです。
宜しく願いいたします。

小規模の複合建築物（延べ面積 300 ㎡未満）の場合、①の内容に全て合致していれば②の規定を用いて計算することができます。

①規定使用可否の条件

- ・ 住戸数が 1（共同住宅、長屋等は不可）
- ・ 住宅部分の床面積が延床面積に対して 2 分の 1 以上であること
- ・ 非住宅部分の床面積の合計が 50 ㎡以下

②規定の内容

住宅部分の計算において、住宅と非住宅一体として計算することができます。

※ただし、非住宅の計算は通常通り行う必要があるため、非住宅の計算を省略することはできません。"

言い換えると住宅の省エネ計算をする際、手法の選択ができるという内容です。

上記規定の注意点としては、省エネ適判等、省エネ適合義務を確認するものにしか使用できませんのでご注意ください。（低炭素申請や、BELS 申請などには使用できません）

法改正（4号特例）について

- ・ 省エネ適判について外部の評価機関で取得した長期優良住宅の確認書を確認申請に添付した際、省エネ審査は省略となりますが、構造の審査はどのような取扱いになるのでしょうか？ダブルチェックとなりませんか？
- ・ 審査期間について 4 月以降の審査期間「7 日以内」→「35 日以内」に変わりますが、実際の目安を教えてください。

物件にもよりますので詳しい内容については、センター窓口やサポートセンターにお問い合わせくださいませ。当センターの職員が対応させていただきます。

今回のセミナーの説明資料は配布していますか

当センターの HP にアップロードしておりますので、下記の URL よりご覧ください。

<https://www.mkj.or.jp/downloads/download-forum-seminar>